

保険料の納付が困難なときは、 申請手続きを忘れずに！

国民年金 だより

問い合わせ先
保険年金課 年金係
☎(40)5558

お早めに、保険年金課年金係（国分寺庁舎）石橋・南河内庁舎市民課窓口係で手続きをしてください。

学生の方は「学生納付特例制度」の申請手続きを！
学生本人の所得のみで審査されます。

手続きは毎年必要です

平成18年度の申請手続きの開始は4月からです。引き続き希望される方も忘れずに。
学生本人の前年所得が118万円以下の場合、保険年金課年金係(国分寺庁舎)、石橋・南河内庁舎市民課窓口係に申請し、社会保険事務所で前年所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

夜間部、定時制課程、通信制課程の学生も対象となります。
各種学校の学生は、修業年限1年以上の課程であれば対象となります。

承認期間	平成18年4月（または20歳誕生月）から平成19年3月まで
------	-------------------------------

30歳未満の方は「若年者納付猶予制度」の申請手続きを！
本人と配偶者のそれぞれの所得で審査されます。

30歳未満の方で、収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、保険年金課年金係（国分寺庁舎）石橋・南河内庁舎市民課窓口係に申請し、社会保険事務所で前年所得などを審査して、承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。

ただし、「申請者本人」、「申請者の配偶者」のいずれもが前年所得などの定められた基準に該当することが条件となります。

承認期間	平成17年度分は	平成17年7月から平成18年6月まで (平成17年度分の受付は、平成18年7月までです。)
	平成18年度分は	平成18年7月から平成19年6月まで (平成18年度分の受付は、平成18年7月からです。)

継続申請について

申請される際に、あらかじめ申請書に希望を明記することにより、翌年度以降も申請があったものとみなされ、自動的に審査が受けられます。

ただし、若年者納付猶予を承認されたことが前提となります。
(注)失業、災害等による特例で承認された方は、毎年申請が必要です。

平成18年度分の保険料の免除及び
納付猶予制度の申請受付が開始になります。

申請免除等（全額免除・4分の3納付・2分の1納付・4分の1納付）若年者の保険料納付猶予制度の申請受付が7月3日から開始となります。（学生等の納付特例申請は平成18年4月から既に受付開始、随時受付中）

継続申請を希望し、前年度の申請結果が全額承認・納付猶予承認であった方は、上記申請は必要ありません。
申請は、保険年金課年金係（国分寺庁舎）石橋・南河内庁舎市民課窓口係まで。

問い合わせ先 保険年金課年金係 ☎40-5558